

議案第14号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区児童相談所の設置に伴い、一時保護所に勤務する職員の特殊勤務手当について定める必要があるので、本案を提出する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

一時保護業務手当

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（一時保護業務手当）

第7条 一時保護業務手当は、一時保護所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第12条の4に規定する児童を一時保護する施設をいう。）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範囲内において規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。